

令和5年度
第3回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和5年6月23日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和5年度第3回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和5年6月14日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和5年6月23日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和5年6月23日 13時00分			議長	立柳 優
	閉会	令和5年6月23日 13時43分			議長	立柳 優
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 17名 欠席 2名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	日戸重雄	○	11	中村一彦	○
	2	田村昭雄	○	12	竹田和夫	○
	3	阿部正光	○	13	工藤嘉充	○
	4	菊田健生	○	14	古川美枝子	○
	5	熊澤威人	○	15	向久保勉	○
	6	小山田和義	○	16	山本範夫	○
	7	國司功	○	17	大森直子	○
	8	松村勝彦	▲	18	三浦美恵子	○
	9	吉田晃	▲	19	立柳優	○
10	高橋栄光	○				

議事録署名委員	議席番号 7番	國 司 功	議席番号 11番	中 村 一 彦
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局長	田 村 春 彦		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主事	恩 賀 ひとみ		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時00分）

事務局（田村事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をします。総会資料の2ページをお開き願います。議席番号8番 松村勝彦 委員、9番 吉田晃 委員、それぞれ所用のため欠席となります。よって、現在の出席委員は19名中17名となっております。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（立柳会長）

ただ今から、令和5年度八幡平市農業委員会第3回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、19名中17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成り立ちます。

2 議事録署名人の選任

議長（立柳会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立柳会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、7番 國司功 委員、11番 中村一彦 委員を指名します。

3 報告

議長（立柳会長）

次に、事務局から第3回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の3ページをお開き下さい。第3回運営委員会報告をいたします。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、5項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和5年6月以降の主な会議 行事等日程について

2項目め。令和5年度第3回総会について

以上、2項目の内容について、事務局から説明を行いました。

続きまして、4 協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項 1 項目め。次回運営委員会の開催時間等について

協議を行った結果、7月10日午前9時00分に決定となりました。

2 項目め。令和5年度就農相談会アドバイザーの派遣について

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項の2項目めで事務局より説明を行い、引き続いて派遣となった2名の委員より、当日の内容と感想を述べて頂く事としております。

3 項目め。地区調査会の開催について

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりましたが、これから開催される地区調査会で、農地パトロールの実施と「農地の日」の活動について、事務局より説明を行う事としております。

4 項目め。農地のあっせんに係る情報共有について

先月の運営委員会に引続き協議を行いました。

内容について協議を行ったところ、次のページの上側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項の3項目めで、事務局より説明を行う事としております。

5 項目め。先進地視察研修の実施について

内容について協議を行ったところ、9ページの上側に記載した通りとなりましたが、改めて本日の委員合同会議の報告・連絡事項の4項目めで、事務局より説明を行う事としております。

なお、関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5 情報提供等となります。

運営委員からとなります。

高橋末治推進委員より情報提供が行われ、運営委員と事務局により情報交換が行われました。

続いて、立柳会長から第73回全国植樹祭に出席した感想が述べられました。

次に事務局からとなり、3件の事務連絡を行いました。

そのほかの内容については、後ほどご一読をお願いします。

以上、令和5年度第3回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和5年6月23日 運営委員会 会長 立柳優。

以上となります。

議長（立柳会長）

ただ今の「第3回運営委員会報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 10 ページをご覧ください。

令和 5 年 5 月 24 日から令和 5 年 6 月 22 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番から、かた括弧 6 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 7 番の総会案件に係る現地調査でございます。

現地調査の調査日は 6 月 14 日の水曜日でございます、13 件の現地調査を行いました。

当日の調査委員は、農業委員の 5 番委員 熊澤威人 委員、農業委員の 6 番委員 小山田和義 委員、推進委員の西根北地区の 3 番委員 齋藤徳重 委員、推進委員の松尾地区の 3 番委員 高橋憲一 委員、推進委員の安代地区の 3 番委員 三浦義春 委員の 5 名でございます。

また、事務局からは高橋主事と私の 2 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

続きまして、11 ページをご覧ください。5 月 23 日の農業委員会会議、6 月 9 日の運営委員会でも説明し、本日の農業委員・推進委員合同会議でも連絡いたしますが、毎月のあっせんの申出状況につきましては地元の農業委員推進委員と農地コーディネーターに情報を提供していますが、今月から一覧にまとめたものを報告したいと思います。これにより現在どの地区であっせんの申出が来ているかを確認していただきたいと思います。だいたい総会資料を作成する前の毎月 20 日前後で区切り、一覧表を作成する予定です。今回は令和 5 年 5 月 21 日～令和 5 年 6 月 20 日までの期間で 5 件のあっせん申出が来ております。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（立柳会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

4 議事

議長（立柳会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は5件です。

申請番号1：荒木田第2地割53、畑、3,589㎡を含む18筆38,835㎡です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稻と牧草を作付しており、権利設定後も同様に作付予定です。

申請番号2：大更第23地割155-2、畑、886㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号3：帷子第19地割83-1、田、878㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付しており、権利取得後も同様に作付予定です。

申請番号4：上関第2地割8-1、田、473㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理しており、権利取得後も同様に管理予定です。

申請番号5：野駄第23地割23、田、689㎡を含む2筆1,197㎡です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付けしており、権利取得後も同様に作付予定です。なお、申請地は、令和4年に後藤川地区基盤整備対象農地として工事が行われ、今後は集約後の農地を耕作予定です。

次の3ページに申請筆別明細を掲載、併せて、関係資料の1ページに審査項目一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 小山田和義 委員にお願いします。

6番（小山田和義委員）

6番 小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は、寺田小学校から東へ約3.1km以内の地点です。現況は、田は水稻、畑は牧草が作付けされておりました。

申請番号2番ですが、位置は、西根中学校から南西へ約500mの地点です。現況は、野菜が作付けされておりました。

申請番号3番ですが、位置は、西根第一中学校から北東へ約600mの地点です。現況は、水稻が作付けされておりました。

申請番号4番ですが、位置は、西根第一中学校から北へ約700mの地点です。現況は、保全されておりました。

申請番号5番ですが、位置は、令和4年に、後藤川地区基盤整備の対象農地として工事された箇所です。地番上は、八幡平市役所から南へ約300mの地点ですが、実際のほ場は、市役所から南へ約50mの地点に集約されています。

現況は、整備後の田に水稻が作付けされておりました。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物、栽培・管理を行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、報告が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の5ページをお開きください。今月の申請は3件になります。

申請番号1：大更第20地割125-1、田、1,343㎡。転用の目的は、賃貸借権設定による隣接地である事務所建設に伴う5ヵ月間の一時転用です。内容は、資材置場や現場事務所及び駐車場、通路が計画されております。

申請番号2：大更第33地割1-11、畑、63㎡を含む2筆473㎡。転用の目的は、贈与による一般住宅の建築です。内容は、住宅、駐車場及び通路、庭等が計画されております。

申請番号3：石神1-17、畑、3,209㎡を含む2筆、5,020㎡。転用の目的は、使用貸借権設定に

よる製品置場及びクレーンヤードの建設です。内容は、製品置場、クレーンヤード等が計画されております。

関係資料の2ページをご覧ください。

申請地の農地区分と例外規定ですが、申請番号1番については、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用については許可が認められております。

申請番号2番ですが、申請地から500m以内にJR大更駅がある農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

申請番号3番は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に該当しない農地で第2種農地と判断されます。例外規定ですが、代替性がないことが確認されております。

なお、申請番号3についてですが令和4年10月25日に開催の令和4年度第7回総会において八幡平市農業振興地域整備計画の農用地利用計画の一部変更に係る事前協議を行い、農用地区域からは除外することについて八幡平市長へ意見無しと回答し令和5年4月24日付で、一部変更となっていることを申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 小山田和義 委員にお願いします。

6番（小山田和義委員）

6番の小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は大更小学校から南東へ約600mの地点です。現況は、田で保全されておりました。事務所建設工事を行うにあたり作業工程を検討したところ、隣接地である申請地を利用する必要があるとの判断に至り、選定したとのことでした。

申請番号2番ですが、位置はJR大更駅から南東へ約400mの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は父親の所有地であり、道路と高低差のない平坦な土地のため適地と判断し、選定したとのことでした。

申請番号3番ですが、位置は安代I.Cから北東へ約2.6kmの地点です。現況は、畑で保全されておりました。申請地は会社役員の所有地で貸借に支障がないことや、工場に隣接し傾斜も少なく面積も確保できることから適地と判断し、選定したとのことでした。また申請地の一部は、平成30年頃に工場の拡張を計画した際に、転用許可の手続きを行っていませんでした。これは遺憾ではありますが、周囲の農地に影響がないことを確認しております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第3号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8ページをお開きください。今月の申請は4件になります。関係資料2～3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：大更第6地割141-3、畑、112㎡。現況は、宅地に至る通路として利用されており、雑種地しておりました。

申請番号2：平館第14地割267-2、田、210㎡。現況は、隣接地の物置が建っており、宅地化しておりました。

申請番号3：松尾第5地割336-4、畑、3,130㎡。現況は、草木が生い茂り、原野化しておりました。

申請番号4、松尾第27地割130-1、田、190㎡を含む2筆264㎡。現況は、一部は住宅敷地の庭として利用されており、また一部は、木が生い茂り、原野化しておりました。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 小山田和義 委員に願います。

6 番（小山田委員）

6 番の小山田和義です。

申請番号 1 番ですが、位置は JR 東大更駅から南へ約 400m の地点です。現況は、宅地に至る通路として利用しておりました。申請地は昭和 40 年頃から、住宅を建築した際に、境界や地目確認を行わず放置していたとのことでした。

申請番号 2 番ですが、位置は JR 平館駅から北西へ約 500m の地点です。現況は、隣接地の所有者の住宅が建築され、宅地として利用しておりました。申請地は昭和 59 年頃に、住宅を建築した際に、境界や地目確認を行わず放置していたとのことでした。

申請番号 3 番ですが、位置は JR 松尾八幡平駅から南西へ約 1.2 km の地点です。現況は、木が生い茂り、山林化しておりました。申請地は立地条件が悪く不耕作となり、昭和 48 年頃から耕作しなくなったことで、山林化したとのことでした。

申請番号 4 番ですが、位置は八幡平市役所から北西へ約 350m の地点です。前の所有者が平成 9 年頃に、住宅を建設した際に、境界や地目確認を行わず放置していたとのことでした。

いずれの農地も非農地化され 20 年以上経過し、農地へ復元不可能であり、農地法第 2 条に該当する農地ではないものと認められることから許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第 3 号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第 4 号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の10ページをご覧ください。令和5年6月5日付で八幡平市長から意見を求められている案件は1件でございます。今回の申請内容は、農業用施設用地への用途変更申請となっております。関係資料の3ページにあります申請一覧表につきましても、あわせてご確認をお願いいたします。

申請番号1：大更第46地割172-1、田、949㎡。変更の目的は、農業用資材庫、作業場、ネギの出荷調整場が計画されております。

今回の申請農地は、農用地から農業用施設用地への変更です。例外規定ですが、農業用施設に限り転用が認められております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号6番 小山田和義 委員にお願いします。

6番（小山田和義委員）

6番の小山田和義です。

申請番号1番ですが、位置は、JR東大更駅から北東へ約1.2kmの地点です。

農振変更の目的は、農業用施設用地へ用途変更し、農業用資材庫、作業場及び出荷調整場の敷設をするものです。現況は、田として自己保全管理されておりました。

今回申請の農地も、農地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないこと。土地改良施設の機能に支障を及ぼすものではないこと。また、転用許可適用条項に該当していることから農振変更はやむを得ないと判断して参りました。

以上です。

議長（立柳会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決します。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第4号『農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（立柳会長）

次に、議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（恩賀主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の12ページをご覧ください。今月の申請は30件で、全件新規の申請です。賃貸借権設定は22件、そのうち中間管理機構を通した申請が20件、使用貸借権設定は4件で、そのうち中間管理機構を通した申請が2件です。所有権移転は4件で、そのうち中間管理機構を通した申請が1件です。

まずは、賃貸借権設定です。

申請番号1番～2番は西根南地区に係る申請です。

次に、使用貸借権設定です。

申請番号3番～4番は西根北地区に係る申請です。

次に、所有権移転です。

申請番号5番は西根南地区に係る申請です。

申請番号6番～7番は西根北地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での賃貸借権設定です。

申請番号8番～17番は西根南地区に係る申請です。

申請番号18番～23番は西根北地区に係る申請です。

申請番号24番～25番は松尾地区に係る申請です。

申請番号26番～27番は安代地区に係る申請です。

次に、農地中間管理機構への転貸での使用貸借権設定です。

申請番号28番～29番は西根南地区に係る申請です。

最後に、農地中間管理機構を活用した所有権移転です。

申請番号30番は西根北地区に係る申請です。

申請筆別明細については、次の18ページ以降に掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 17 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号21番、23番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号11番 中村一彦 委員の退席を求めます。

（11番 中村 委員 退席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号21番、23番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号21番、23番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、申請番号21番、23番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号11番 中村一彦 委員の着席を求めます。

（11番 中村 委員 着席確認）

議長（立柳会長）

これより、申請番号 21 番、23 番を除く議案第 5 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号21番、23番を除く議案第5号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（立柳会長）

よって、申請番号21番、23番を除く議案第5号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第6号『令和5年度八幡平市農業委員会活動計画について』

議長（立柳会長）

次に、議案第6号『令和5年度八幡平市農業委員会活動計画について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（立花補佐）

議案の25ページをお開きください。

(提案理由朗読後、内容説明)

次のページをお願いします。別紙、令和5年度八幡平市農業委員会活動計画となります。

次のページをお願いします。ローマ数字Ⅰの基本方針でございます。

令和4年度の基本方針と大きな変更はございません。

次のページをお願いします。ローマ数字Ⅱの実施計画になります。

1の会議の開催につきましては、新体制に移行した平成30年9月以降に開催をしている総会、運営委員会等となります。

続きまして2の研修、3の国・県関係機関団体との連携を記載しております。

次のページをお願いします。4の主な業務等につきましては、基本方針にもありましたとおり、(1)法令事務につきましては、農地業務あるいは農地等の利用関係、紛争処理業務等の透明性を確保し公平、公正に実施をすることとしております。

また、今年4月から施行された、改正農業経営基盤強化促進法により、農業委員会の新たな役割として位置づけられた「⑤地域計画策定に向けた目標地図の作成」に関する項目を記載しております。

続きまして、(2)促進事務につきましては、このページから31ページにわたり①から⑨までそれぞれの業務を記載しております。なお、文章中の表につきましては令和4年度の確定数値及び令和5年度の目標数値を掲載しております。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願います。

議長（立柳会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（立柳会長）

ないようですので「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（立柳会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（立柳会長）

よって、議案第6号『令和5年度八幡平市農業委員会活動計画について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（13時43分）

議長（立柳会長）

以上をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和5年度第3回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（田村事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦勞様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和5年7月25日

会 長 _____

7番委員 _____

11番委員 _____

令和5年度

第3回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和5年6月23日（金）午後1時00分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議事録署名人の選任
- 3 報 告
 - (1) 第3回運営委員会報告
 - (2) 農地法等に関する業務報告
- 4 議 事
 - 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
 - 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
 - 議案第3号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について
 - 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更（随時見直し）に係る意見の決定について
 - 議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
 - 議案第6号 令和5年度八幡平市農業委員会活動計画について
- 5 閉 会